

令和 8 年 6 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6 月 18 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 18 日〔木曜日〕午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

議案第 56 号 江南市介護保険条例の一部改正について

議案第 57 号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

議案第 58 号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について

議案第 63 号 江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館に係る指定管
理者の指定について

議案第 64 号 令和 8 年度江南市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

第 3 条 債務負担行為の補正

議案第 65 号 令和 8 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

年度調査事項について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（6 名）

委 員 長 中 野 裕 二 君

副委員長 須 賀 博 昭 君

委 員 掛 布 ま ち 子 君

委 員 伊 藤 吉 弘 君

委 員 長 尾 光 春 君

委 員 津 田 貴 史 君

欠席委員（１名）

委員 岡 地 清 仁 君

委員外議員（０名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

主 任 光 永 翔 太 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

教育長 高 田 和 明 君

ふくし部長 酒 井 博 久 君

健康こども部長兼こども家庭センター長

安 達 則 行 君

教育部長 仙 田 隆 志 君

地域ふくし課長 石 田 哲 也 君

地域ふくし課副主幹 安 藤 和 仁 君

介護保険課長 栗 本 真由美 君

介護保険課副主幹 岩 田 浩 和 君

保険年金課長 三 輪 崇 志 君

保険年金課主幹 鈴 木 勉 君

保険年金課副主幹 石 垣 恵 子 君

こども未来課長 向 井 由美子 君

こども未来課指導保育士 村 田 志 穂 君

こども未来課副主幹 千 田 尊 義 君

子育て支援課長 長谷川 崇 君

子育て支援課主幹	加 藤 あかね 君
子育て支援課副主幹	高 田 昌 治 君
健康づくり課長兼保健センター所長	今 枝 直 之 君
健康づくり課主幹	脇 田 亜由美 君
健康づくり課副主幹	都 築 尚 樹 君
教育課長	源 内 隆 哲 君
教育課主幹	大 矢 幸 弘 君
教育課副主幹	岩 田 麻 里 君
教育課副主幹	新 田 和 子 君
生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵 君
生涯学習課主幹	前 田 昌 彦 君

○委員長 おはようございます。

時間前ですけれども、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

改めまして、今年度、厚生文教委員会委員長になりました中野です。よろしく願いいたします。

厚生文教委員会、市民サービスや市民福祉の窓口の最前線の委員会になると思いますので、この 1 年間しっかりと審議して、より市民福祉や市民サービスの向上に努めたいと思いますので、1 年間どうぞよろしくお願いいたします。

ここで委員会の服装ですが、時節柄、上着、ネクタイの着用につきましては、適宜お取り計らいくださいますようお願いいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 5 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただき、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 56 号 江南市介護保険条例の一部改正についてをはじめ 6 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 29 分 休 憩

午前 9 時 31 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう議事運営に御協力をお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第56号 江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第56号 江南市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○介護保険課長 それでは、議案第56号につきまして御説明申し上げますので、議案書の63ページをお願いいたします。

令和8年議案第56号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、64ページには江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

また、65ページから66ページにかけまして条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 令和8年3月定例会のときにも介護保険条例の改正があって、今回の改正と非常によく似た税制改正で、介護保険料の負担段階が変わる人に対して変えないよと、従前のままで令和8年は行くよという条例改正があったとおぼろに記憶しているんですけども、それともちろん違う内容なんですけれども、どう違うのかちょっと説明をしていただきたいと思います。

○介護保険課長　　まず、３月をお願いいたしました条例改正につきましては、令和７年度税制改正の影響をない形で計算するという、そういった内容のものでございました。そして、今回の６月をお願いいたしますのは、令和７年度の税制改正がなかったものとして、みなし課税になる方の中には、前年度の令和７年中の収入について非課税の範囲で調整して働かれているという方もあるかということで、令和７年度市県民税が非課税で、かつ令和８年度も非課税の範囲で働かれているんですが、みなし課税することによって課税者となってしまわれる方、そういった方については配慮いたしまして減免するというのを定めたものが今回の条例改正となります。

○掛布委員　　すみません、複雑過ぎてよく理解できないんですけど。結局、３月定例会のときの条例改正でこぼれ落ちる人を、さらに今回改正するという内容でよろしいんですか。

○介護保険課長　　３月の条例改正の対象者になった中で、前年度も非課税、今年度も本来なら非課税の予定で就労された方を対象にするというふうになりますので、３月の条例改正の対象者のうち一部の方について対象となる内容となっております。

○委員長　　いいですか。

ほかに質問はありませんか。

○須賀委員　　新旧対照表の一番最後の３のところに、第１項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しないと書いてあるんですけども、申請を要しないということは、自分のところで全て把握して処理するという意味でよかったですかね。

○介護保険課長　　こちらの内容につきましては、システムで把握できる範囲で対応していくというものになります。

○委員長　　いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 36 分 休 憩

午前 9 時 36 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長 それでは、議案書の67ページをお願いいたします。

議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

68ページから70ページには条例（案）を、71ページから79ページには新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 すみません、確認で申し訳ございませんが、本会議でも出ていたと思うんですけれども、理学療法士とか作業療法士などを1人に限り保育士とみなすことができるということとちょっと拡大されたんですけれども、現在のところ事業所、対象の保育所というんか、その辺りのところはなかったということによかったんですかね。

○こども未来課長 現在、この基準に該当します市内の小規模保育事業所は

2施設ございます。ただし、現在、その2施設の事業所からは、今回の拡充された理学療法士等を保育士としてみなしたいというような申出は今のところ特段聞いてはございません。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○掛布委員 第27条のところに小規模保育事業の区分というのがあって、これまでの小規模保育事業A型、B型、C型で3歳未満児だったんですけど、今回、3歳以上限定というところで、B型とC型が3歳以上限定を除くと書いてあるということは、これは、今回の条例改正は、3歳以上はA型小規模保育、A型だけを条例に書き込むという、そういうことなんですか。

○こども未来課長 委員のおっしゃられますとおり、今回の満3歳以上限定小規模保育事業所が実施できる型としてはA型のみということになってございます。

○掛布委員 それと、今、伊藤委員の質疑を聞いていてあれっと思ったんですけど、このA型の3歳以上限定の小規模保育は、ゼロ歳から2歳は含んではいけないというふうな内容になっていると思うんですけども、その対象、受入児童としては、含んでもよろしい内容なんですか。

○こども未来課長 もともと小規模保育事業所については、ゼロ歳から2歳児を対象として6人から19人以下の定員で実施する施設ということでございますので、小規模保育事業所、もともと原則としては3歳未満児対象の施設ということでございますので、今回は国のほうの改正により満3歳以上の限定の小規模保育事業所としても実施できるということで拡充はされましたけれども、現在、市内にある事業所については3歳未満児のA型として認可、確認してございますので、今、該当の施設が3歳以上を受け入れるということはないんですけども、ただ拡充によってA型で3歳以上限定の小規模も参入することができるというふうで今回改正されたものでございます。

○掛布委員 また頭がぐちゃぐちゃになったんですけど。ということは、何、今ある小規模保育事業A型の3歳未満児だけ受け入れているところで、もしこれに参入するということになったら、ゼロ歳、1歳、2歳は追い出して、3歳以上だけ限定で受け入れる施設に変わるという、そういう意味なんです

か。

○こども未来課長　今回の拡充されました満3歳以上限定の小規模保育事業所として実施する場合には、対象児童は3歳以上が入れるというところになりますので、改めて認可を取っていただくということになりますので、現在認可されている、3歳未満で認可している事業所のほうが今回の拡充された3歳以上を受け入れることはできないところにはなっております。全く別物ということで、同時にはできない。

○掛布委員　それで、今ある小規模のA型とか、今、小規模A型しかないんですけれども、市内には。結局、こんなんでもいいのかなと思って、いわゆる例えば屋外遊戯場が普通は原則ないといけないんですけれども、でも外の公園に連れ出す形でもオーケー、それでちゃんと認可が取れてしまったり、調理室、自園調理原則と言いながら、調理設備だけでよくて外部搬入でもオーケーとなっていて、実際……、そうってはないのかな、今のは。今のは調理室があると思うんですけれども、そういういわゆる今よりも緩い部分と一緒についてくるという、そういうことなんでしょうか。

○こども未来課長　まず、制度としましては、今の2歳未満のところのお子様については調理設備が必要ということになってございます。3歳以上のお子様については、外部搬入でも可能ということではございます。

あと、園庭とかそういった部分につきましては、今回の小規模保育事業所については連携施設を設けるということが規定はされておりますので、その連携施設の中で集団保育を経験させる施設を設定するですとか、あと職員が病気になったりしたときに代替保育ができる施設を設定するということが規定には設けられておりますので、園庭のほうがない場合でも、例えば近くの保育園を連携施設として設定することで集団保育を実施したりとか、園庭を活用するという事で対応して進めていくものでございます。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時44分 休 憩

午前 9 時44分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第58号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について**

○委員長 続いて、議案第58号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長 それでは、議案書の80ページをお願いいたします。

議案第58号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

81ページから86ページには条例（案）を、87ページから109ページには新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 質疑はありませんか。

○掛布委員 第37条ですけれども、それぞれの保育事業、区分ごとに特定地域型保育事業者、その小規模保育事業の事業所ごとに利用定員を定めるものとするを書いてあるんですけれども、実際に本当に3歳以上限定の、3歳児、4歳児、5歳児だけで19人以下の小規模な事業所をつくったとして、そこで19人の中の利用定員を定めるということは、その事業所として3歳児は何人、

4歳児何人、5歳児何人、計19人以内という、そういうことなのでしょうか。

○こども未来課長　利用定員につきましては、3歳以上で利用定員合計何人という設定で認可、確認はいたします。その中で事業所の運営で、3歳児、4歳児、5歳児を何人ずつの定員で設けていくかということは事業所が運営の中で決めてまいりますので、基準としては、まずは利用定員は3歳以上で何人というふうの設定が必要になってくるものになってございます。

○委員長　質疑はよろしいですか。

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時47分　休　憩

午前9時47分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号　江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館に係る指定管理者の指定について

○委員長　続いて、議案第63号　江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地域ふくし課長　それでは、議案第63号について御説明申し上げますので、議案書の118ページをお願いいたします。

令和８年議案第63号 江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館に係る指定管理者の指定についてでございます。

はねていただきまして、119ページから123ページに参考資料といたしまして協定書（案）を、124ページには覚書（案）を、125ページから128ページには指定管理者の仕様書（案）を、129ページには指定管理料支払額内訳表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　１点だけです。指定管理者制度なんですけれども、これは指定期間は今回、令和８年の８月１日からということで、多分ちょっと遅いかなというふうに思うんですけれども。普通は大体４月に開始されて、指定管理者制度が。あとは大体、その場合は指定管理の指定と債務負担行為を前年の12月の定例会に上程して、予算については３月の定例会に上程されると思うんですけれど、今回この６月に上程された理由というのはその辺りなんですかね。

○地域ふくし課長　委員おっしゃるとおり、４月に指定管理期間を開始する場合は前年度の12月において指定管理者の指定と債務負担行為の設定というところを上程し、議決をいただいております。その後、市と指定管理者で協定を締結しまして、３月定例会において当初予算として指定管理料を上程し、議決をいただくという流れになります。

これを今回の場合、仮に３月定例会で全ての議案を一括で上程した場合につきましては、３月下旬の議決後で協定書の締結並びにその後の指定管理者が行います施設管理上の各種契約業務などを勘案しますと、時間的に余裕がないということを踏まえたものでございます。

今回、施設の供用開始が８月１日と年度途中で開始するものでございまして、６月下旬に議決をいただければ８月までに協定書の締結、各種の契約事務が間に合うというところから、今回、一括で上程させていただいたものでございます。

○委員長　ほかに。

○長尾委員　129ページに年ごとの内訳があるんですけど、内訳表ですね。それって先ほど言われたように期間が令和8年8月1日からなんですけど、表の一番上のところ、支払月、7月というのがあるんですよね。これは何でしょうか。

○地域ふくし課長　令和8年度につきましては8月1日から供用開始をいたします。その事前準備といたしまして、議決後の7月に契約事務等を進めてまいります。事前にかかる指定管理料というところで必要が生じますので、前金として7月に最初の1回分をお支払いするものでございます。

○長尾委員　今、事前にかかる指定管理料と言うんだけど、契約期間は8月1日からなんですよね。8月1日なんだけど、事前にかかる委託料、指定管理料というのが、要は契約期間外じゃないですか。そこがすごい気になるんですけど、何ですか、それ。

○地域ふくし課長　協定の締結に関しましては、8月1日ではなくて議決後速やかに締結をしてまいります。供用開始はあくまで8月1日になりますので、協定を議決の御承認をいただいた折、速やかに締結をさせていただきまして、その後、準備期間を設けた中で8月1日からの供用開始をお願いするものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○須賀委員　今回、社会福祉協議会に指定管理するよということなんですけれども、過去もそういった経緯でやってきたということはそうなんですけれども、そもそもここでなければいけないのかということと、ここと締結するメリットは何なのかとか、デメリットがあるのか、その辺も一度、どういったことでこういう契約をされるか、ちょっと教えていただけますか。

○地域ふくし課長　社会福祉協議会を任意指定する理由でございます。先ほど委員から言われたように、江南市コミュニティセンター、現在の中央コミュニティ・センターを建て替えるものでございまして、平成18年度以降、維持管理してきた実績があること。また、江南市コミュニティセンターの指定管理者が児童館部分の建物管理を一体的に行うことで維持管理の効率化が図られるというところ。あとは社会福祉協議会が事務所機能として協議会とし

て入っていきますので、ボランティア団体の活動支援など様々な福祉団体との関係が強く、施設のコンセプトでございます多世代、多文化の交流につながる事業展開が期待できること。また、市と社会福祉協議会は災害ボランティアの協定を結んでございまして、供用開始後、この施設が災害ボランティアセンターに位置づけられる予定でございますので、被災者支援に向けた対応が迅速に取られることなどの理由によりまして選定をお願いするものでございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　すみません、直接は関係ないんですけれども、いわゆる3階の児童館部分に大型遊具を入れますよと、それが目玉ですというような本会議の答弁があったんですけれども、大型遊具というのはプロポーザルで選定後、業者決定を図っていたと思うんですけれども、私が記憶が曖昧なのか、まだどこの業者に幾らで決まったかとか、どういう大型遊具になったというのが議会としてどこでも説明をしていただいた記憶がないんですけれども。それと関わって、2,000万円以上なので、議会承認、議決が要と思うんですけれども、それもやった記憶がないんですけど、よかったですか。

○子育て支援課長　　大型遊具につきましては、委員おっしゃるとおりプロポーザルのほうで昨年度業者のほうは選定しまして決定はしております。そして、金額のほうは2,000万円を若干下回る金額で決定しておりましたので、議決のほうはお願いしなかったということでございます。

また、その大型遊具はどこかということの御報告というのは、確かにまだ議会のほうには正式にはしてないと思いますので、その辺のことはまた考えたいと思います。

○掛布委員　　要望ですけど、どんな内容か後で、委員協議会の後でも構いませんので、ちょっと資料でも、こんなやつというのを教えていただけたらなあと思います。

○委員長　　子育て支援課長、出せますか。大丈夫ですか。ある。何かチラシみたいなというか。

○子育て支援課長　　恐れ入ります。じゃあ委員協議会のときにでも、どうい

った外観イメージかとか、そういったものでしたらお出しすることができますので。

○委員長 後でじゃあお願いいたします。

ほかに質疑は。

○掛布委員 これをやめますけれども、今回新しいコミュニティセンターに移って指定管理料の額が、令和8年度は特殊、途中からなんですけど、1年分丸っとある例えば令和9年度でいくと3,843万1,000円というふうになっているんですけど、児童館3つを1個に集めて新しい施設に移った場合、従前の旧老人福祉センターと3児童館時代のいわゆる指定管理料の合計と比べて、この3,843万1,000円、この中には児童館の運営費が入ってないんで駄目なんですけれども、ちょっと正確な比較というのは難しいかもしれないんですけども、指定管理料の縮減というのはどの程度図られる見込みなんでしょうか。

○地域ふくし課長 今回上程させていただきました指定管理料は、コミュニティセンター部分で1,850万2,000円、児童館部分で740万4,000円でございますが、これは8月から3月までの8月分で、1年間分で試算しますと、コミュニティセンターが2,710万8,000円、児童館が1,053万6,000円の合計で3,764万4,000円となります。また、令和8年度の当初予算において、先ほど委員が言われたように児童館の運営委託料1,958万7,000円でございますが、これは7月から3月までの9か月分で、1年分でいきますと2,611万6,000円となり、指定管理料と児童館の運営委託料の1年分の合計は6,376万円となります。

令和5年度の予算の老人福祉センター及び中央コミュニティ・センターと古知野、藤ヶ丘児童館の指定管理料の合計が6,633万円、比較しますと257万円の削減となりまして、これに加えて直営でやっておる交通児童遊園の経費がなくなりますので、全体の削減効果額となるものでございます。

○委員長 ほかに質疑は。

○掛布委員 新しい児童館の運営費が年間1,900万円ぐらいと言われたんですけども、ごめんなさい、これまた私の記憶が定かでないんですけど、その予算というのはどこに計上されていましたでしょうか。当初予算にはなか

ったと思うんですけど、6月補正にもないんですけど。

○子育て支援課長 お待たせしました。児童館活動事業の中で委託料という部分がございまして、そこがいわゆる今度の8月からのウイステリアプラザの児童館の委託料ということで計上させていただいております。

○掛布委員 ごめんなさい、当初予算に入っているんですね。

○子育て支援課長 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為の補正

○委員長 続いて、議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、ふくし部、健康こども部の所管に属する歳入歳出、教育部の所管に属する歳出、第3条 債務負担行為の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、健康こども部健康づくり課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）について、健康づくり課の所管いたします補正予算につきまして御説明させていただきますので、議案書の138ページ、139ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入でございます。

続きまして、142ページ、143ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項7目布袋駅東複合公共施設費で、右側説明欄、布袋駅東複合公共施設維持運営事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけですけれども、143ページの中段、布袋駅東複合公共施設維持運営事業についてですけれども、これは当初予算に計上していなかった理由というのをちょっと教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 物価変動に基づく改定に用いる指標につきましては、日本銀行調査統計局が公表しております企業向けサービス価格指数の建物サービスを使用する指標と契約書に定めております。改定年でございます今年の指数が確定されるのが3月の下旬でございますことから、委託料の算定が当初予算には間に合わず、補正予算で計上させていただくものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　歳入で入っている特定財源の22万2,000円の土地貸付収入というのは具体的にどこの土地を、市の土地をスタートに貸し付けている、その貸付料だと思うんですけど、どこの部分だったんでしょうか。なぜ補正予算に今入っているかということも含めて、お願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　貸付けの対象となっておりますのは、市の所有する棟としては民間棟、それから公共棟、両方建っている土地全てが対象でございます。

今回、補正予算で計上しておりますのは、こちらの事業用の定期借地権設定契約につきましては、3年に1回、地代の見直しを行うこととされておりますことから、令和8年4月の近傍宅地価格に基づいて地代の増額を行うものでございます。

ごめんなさい。所有する公共棟、民間棟、両方の土地のうち、土地を対象としておりますけれども、そのうち隣接しております民間棟の土地について事業用定期借地権設定契約を締結しておりますことから、今回見直しを行うものでございます。

○委員長　よろしいですか。

○掛布委員　本会議でも三輪議員が議案質疑させていただいたんですけれども、これも3年に1回ずつということで、オープンしてからまだ……、何年にオープンした。

〔「令和5年」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員　令和5年なのでまだ3年なんですけど、もう2回目の改定になるわけなんですよ、運悪く。答弁があったんですけれども、最初提案時は年間6,381万円だったのが、2回目の改定でもって7,810万2,000円というふうにとんでもなく委託料が上昇しているわけなんですけれども、実際その内訳というのが性能発注で丸っと込みで30年間で幾らという、そういう契約の仕方だったので、年割幾らというのは着々と物価変動で上がっていくんですけれども、その内訳が、例えば今回合計で7,810万2,000円にもなるんですが、具体的に保守点検って一体どこの保守点検料がこの約7,800万円の中に含まれていて、清掃業務というのはどこを清掃しているのか、修繕ってどこを修

繕しているのか、警備もどこを警備しているのかという、そのところ、金額までは明らかにならないにしても、どこを保守点検されているのかということぐらいはつかんでいただいているはずなんですけれども、それは教えていただけるのでしょうか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 布袋駅東複合公共施設の維持管理費につきましては、業務内容といたしまして、委員がおっしゃられるように、保守点検料、それから清掃業務、修繕業務、警備業務等が含まれております。対象となりますのは、公共施設棟の維持管理に係る部分でございます。修繕につきましては、必要に応じて、その都度修繕するということでございます。

具体的に申し上げますと、保守及び点検業務といたしましては、内壁・外壁におけます仕上げ材や塗料の浮き、剥落、ひび割れ、破損、変形、腐食、チョーキング、フローレンスの流出等がないようにするということと、漏水、カビ等の発生を防除するということでございます。

それから、床におきましても同様に、仕上げ材の浮き、剥がれ、ひび割れ、腐食、摩耗等がないようにすると。

基本的には公共サービスが常に円滑に行われるように建物の保守及び点検を実施するというので、30年間この内容で進めていくということでございます。

- 委員長 よろしいでしょうか。

- 掛布委員 全然、課長とか今の担当者の方の責任ではないんですけれども、光熱費を除いて約7,800万円の維持管理って一体何なのという、しかも内訳が示せない、そういう契約なのではないかというのでこんな契約を性能発注でして30年間ということになってしまったのかという、本当に今さら後悔してもしようがないんですけれども。例えば、エレベーターが何基もついています。エスカレーターもいっぱいついています、エレベーター、エスカレーターの保守点検料もここに入っているから、こんなに高いんですかね。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 エレベーター、エスカレーターも含めて、運転、監視、保守点検、それから法令等に基づく点検ということで含まれてございます。

- 掛布委員 申し訳ないんですけれども、清掃業務ということで、多分、公

共棟、いわゆる指定管理している図書館の中の清掃とか、直営でやっている保健センターの中の清掃とか、そういうことは含まれなくて、いわゆる公共棟の中の指定管理、直営じゃない共用部分の清掃業務だと思うんです。具体的にはトイレ清掃がそこに入るんじゃないかなと思うんですけど、それでよろしいですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　公共棟でございます1階から4階、図書館も含めまして全ての公共棟の部分を対象とするものでございます。

○掛布委員　ちょっと明らかにしたいんですけど、しつこくて申し訳ない、あまりにも高いもんだから。トイレ掃除なんですけど、例えば1階の隣に民間棟が、マックスバリューが入っているんですけども、実はそこにはトイレはないんですよ、お客さん用のトイレ。何て書いて貼ってあるかという、お客様のトイレは公共棟のトイレをお使いくださいとばーんと貼ってあって、マックスバリュー、お客さんのトイレを公共棟に行かせているんですが、その分浮かせていますよね、経費を完全に。あまりにもひどいんじゃないかなあと思うんですけど。いわゆる市としてこの内容で30年間契約した以上、何の文句も言えないというんじゃないくて、異議が出てくれば、契約内容の見直しとか、苦情があれば、ちょっとおかしいんじゃないかという、そういう協議というのはやれる余地を残した契約になっていたんじゃないかと思うんですけど、どんなふうでしたか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　改定につきましては、事業者の提案内容、それから市場の変動等によりまして改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行うものという余地は残しております。

○委員長　いいですか、掛布委員。

○掛布委員　いわゆる年間約7,800万円も払い込んでいくわけなんですけれども、ちゃんと適切に保守点検、清掃、修繕、警備が行われているかという市としての監視というか、点検というか、業務が終わりましたという報告を受けて本当にそうかなというきちんと点検をするという、そういうことはやっておられるんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　常に快適な衛生状況を保つということで、定期的な点検報告のほうはしていただいております。

○委員長　いいですか。

じゃあ、ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて子育て支援課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○子育て支援課長　では、子育て支援課所管の補正予算の該当箇所につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の134ページの下段をお願いいたします。

第3表　債務負担行為補正、下段、児童館指定管理料でございます。児童館指定管理事業に係る債務負担行為で、期間は令和9年度から令和12年度、限度額は4,429万6,000円でございます。

次に、歳出でございます。

少しはねていただきまして、144ページ、145ページの下段をお願いいたします。

3款2項2目子育て支援費、補正予算額は740万4,000円の増額でございます。

内容につきましては、145ページ説明欄の下段、児童館指定管理事業をお願いいたします。

補正予算の増額分740万4,000円につきましては、令和8年8月から供用開始となりますウイステリアプラザの児童館部分の令和9年3月までの指定管理料でございます。また、繰り返しになりますが、令和9年度から令和12年度の指定管理事業に係る限度額4,429万6,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　これもちょっと確認なんですけれども、この指定管理料なんですけれども、これは1階、2階が地域ふくし課ですよ。3階が子育て支援課ということで分かれているんですけれども、この145ページの上段を見る

とコミュニティセンターの指定管理料として1,850万2,000円があって、児童館の指定管理料が740万4,000円と分かれていますけれども、多分これは面積割りで積算の根拠がされているのでしょうか。その辺りをちょっとお聞きしたいんですが。

○子育て支援課長　委員おっしゃるとおりでございます、指定管理料の児童館部分である740万4,000円の積算根拠でございます。おっしゃるとおり、江南市コミュニティセンター全体の指定管理料のうち、人件費を除いた物件費を床面積2,946.6平米のうち、あと追加で3階の共用部分も除いております、その部分の児童館部分の面積割り32%を乗じまして、この740万4,000円という数字が積算されております。

○長尾委員　単純な話ですけど、今回補正で出てきたんですけど、当初予算には間に合わなかったというだけの理由ですか。

○子育て支援課長　こちらの数字の金額自体が全体の指定管理料の面積割りということになりますので、全体の指定管理料の部分の時期の問題もございまして、この時期に計上することになってしまったものでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか、よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いてふくし部地域ふくし課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○地域ふくし課長　それでは、地域ふくし課が所管します補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の144ページ、145ページの最上段をお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費で、補正予算額は1,861万4,000円でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑もないようですので、続いて介護保険課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○介護保険課長　　それでは、議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）の介護保険課の補正予算につきまして該当箇所について御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明しますので、議案書の138ページ、139ページをお願いいたします。

中段の15款4項2目1節社会福祉費交付金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、144ページ、145ページの中段をお願いいたします。

3款1項2目介護保険費で、補正予算額は1,317万2,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　簡単な質問なんですけれども、認知症高齢者グループホームの防災改修の補助ということで、これは何回も申請をして蹴られて、やっと通ったというのかなと思うんですけれども、具体的に何か所の施設のどういう内容の改修に充てる補助なんでしょうか。

○介護保険課長　　今回補正をお願いしておりますのは、対象事業所としましては3事業所となります。

内容といたしましては、グループホームあじさいほていの外壁と浴室改修、またそれに併設します小規模多機能あじさいほていの外壁改修、これらについては一体的に行う改修でございます。

そして、3つ目が地域密着型特別養護老人ホームたんぽぽ鶴の里でございますが、雨が建物入り口から入ることを防ぐ止水板設置工事を行うといったものになります。

こちらはまだ4月に国のほうに協議を出している段階でございまして、今

後内示があったものについて交付決定を行っていくものとなっております。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○保険年金課長　保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の146ページ、147ページをお願いいたします。

上段、3款2項3目医療助成費の福祉医療費助成事業、母子・父子家庭医療費助成事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけ確認なんですけれども、これは税制改正に伴うシステム改修ということでございますので、本来、税制改正されてから、すぐ取り組めば当初予算に計上できたと思うんですけれども、このできなかった理由は何でしょうか。

○保険年金課長　システムの事業者におきまして改修の仕様が令和8年の2月末に決定したこともありまして、費用負担の必要性が判明したタイミングが当初予算の計上時期に間に合わなかったため、6月の補正予算に計上することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部生涯学習課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課所管の補正予算につきまして該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の154ページ、155ページ

をお願いいたします。

下段、10款4項2目文化交流費で、補正予算額は1,038万6,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　これも1点だけですけれども、この補正予算額1,038万6,000円ですけれども、補助金が交付されるわけですから、市からね。そうすると、当然、事業主体は曼陀羅寺がやられるわけですよね。あと、当然市も補助金を出して、国とか県も多分補助金を出すと思うんですけれども、その辺りをちょっと教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらの補助金につきましては、今委員がおっしゃられるように、事業主体は曼陀羅寺となります。市の補助金以外にもというところでございますが、国と県から補助金の交付がございます。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

○伊藤委員　確かに、いつも曼陀羅寺では文化財防火デーにちなんで放水訓練が、常備消防と、非常備消防と、あと曼陀羅寺の住職と近隣の住民の皆さんがやってみえるんですよね、毎年。確かに私も何回でも見ておるんですけれども、非常に大変な訓練ということで。今回、内容をちょっと教えてほしいんですけれども、この工事の内容はどうなんでしょうか。例えば何を直してどうされるんでしょうかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　補助金の内容につきましては、曼陀羅寺の正堂及び書院に設置されております消火ポンプに不具合が生じておりまして消火栓や放水銃が作動しない状態となっておりますので、消火ポンプを更新等する必要がありますことから、江南市文化財保護条例及び江南市文化財保護補助金交付要綱に基づき、市から先ほど申し上げました事業主体であります宗教法人曼陀羅寺のほうへ補助金を交付するものでございます。

○伊藤委員　分かりました。

貴重な財産でございますので、たしか正堂と書院は国指定の重要文化財ですよ。これも非常に重要な施設でございますので、ぜひともしっかりと事

業主体の曼陀羅寺に整備していただくように要望しておいてください。以上でございます。

○委員長 要望でいいですか。

○伊藤委員 はい。

○委員長 ほかに質疑は。

○掛布委員 すみません。私は市から出す、これが全てかと思ったら、国・県からもさらに出るということで、合計は幾らで、国・県それぞれ幾ら出るんでしょうか。曼陀羅寺の持分というのはあるんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 補助金の内訳につきましては、事業経費が5,935万円となります。国の指定重要文化財となりますので、国からの補助金のほうが、事業経費に対しまして補助率が55%ということで3,264万2,000円となります。県の補助金は国の補助金の対象事業経費の補助率10%ということになりますので593万5,000円、市の補助金が対象事業費から国の補助金と県の補助金を差引きしまして残りの2分の1、50%以内を補助するという形になりますので、市の補助金が1,038万6,000円、曼陀羅寺の負担が1,038万7,000円という形になります。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかによろしいですか。

○須賀委員 ちょっとよく分からんで教えていただきたいんですけど、今回、そもそも1,038万6,000円を増額した中身、何をやろうとしておるのかと、これって……、聞いた。

〔「聞いた」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ポンプが何とかって言った。

○須賀委員 それと、あと国と県、補助割合というか補助要綱に定める、これは市だけで、その分は補助せなあかんということなんですね。国と県の補助要綱の対象になっていないということなんですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 事業主体は曼陀羅寺になりますので、国の補助金は市のお財布を通らずに直接国から曼陀羅寺、県のほうから曼陀羅寺に行きますので、今回補正で上げさせていただきましたのは市の補助金の分だけという形になります。

○須賀委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○須賀委員 はい、いいです。受入れがないということね。直接行くということね。

○委員長 ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて教育課について審査を行います。

当局から補足説明をお願いいたします。

○教育課長 それでは、教育課所管の補正予算につきまして該当箇所の御説明をさせていただきます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の156ページ、157ページをお願いいたします。

10款5項2目学校給食費、補正予算額は386万円の減額補正をお願いするものでございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。給食センターが統合されて、いわゆる今年度から県派遣の栄養教諭が4人から3人に減少すると想定して会計年度任用職員1人を予算計上されたものを減額、オーケーということで、また4人いただいたもので減額されたということを前に伺ったんですけれども、それでよかったですかね、そういう形で。

○教育課長 そのとおりでございます。

○伊藤委員 もう少し詳しく教えてください。すみません。

○教育課長 まず、栄養教諭の配置基準につきましては、給食センターに関わる児童・生徒数が1,500人以下の場合は1人、1,501人から6,000人までで2人、6,001人以上の場合3人ということが法律によって標準的な基準が定められております。江南市の給食を提供する児童・生徒数は約7,200人になります。昨年度までは南部と北部の給食センター、それぞれ2人・2人の合

計4人の体制で行っていましたが、藤の花給食センターに統合されたことによりまして配置基準により1名減となる3人体制になることが想定されておりました。しかしながら、新たにアレルギー対応食の提供を開始していくことなどから体制の維持をするために、今年度の当初予算のほうで会計年度任用職員1名の人件費を計上しておりました。あわせて、愛知県に対しましては栄養教諭1人の加配の要求をしておりました。要求していたところ、昨年度末に1人の加配のほうがお認めいただけてまして、結果として栄養教諭の体制に変更がありませんでしたので、今回、不用となる会計年度任用職員の人件費について減額をさせてもらうものでございます。

○伊藤委員　よく分かりました。ありがとうございました。

そうすると、加配というのが来年度以降も認められる、実現される見込みがあるわけでしょうか。

○教育課長　愛知県に対しましては、来年度につきましても引き続き1名の加配のほうをお願いしてまいります。ただ、その加配の可否が分かりますのが年度末となりますことから、来年度の当初予算につきましても会計年度任用職員の予算計上を検討する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　ありがとうございました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分　休　憩

午前10時36分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第65号 令和8年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第65号 令和8年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○介護保険課長 それでは、議案第65号について御説明申し上げますので、議案書の163ページをお願いいたします。

令和8年議案第65号 令和8年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、166ページ、167ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げてございます。

次に、168ページ、169ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

2款2項6目事務費補助金、その下、6款1項5目その他一般会計繰入金
は、ともに127万6,000円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、170ページ、171ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費で、補正予算額は255万2,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 本会議で大藪議員の議案質疑を聞いていて、これは大変なことになるなと思うんでもうちょっと詳しくお聞きしますけれども、食費が30円から60円、1日当たり上がるので、例えば掛ける30日とすると、食費が1か月当たり900円から1,800円上がってしまうということに、そういう人が出てきます。これは第3段階の2という非課税世帯の中の一番上の段階なんです

けれども、それでもって居住費も1日100円上がります。だから、30日にすると3,000円なんで、合計すると最高で4,800円月に上がってしまうということになると、年金も少々は、年1万数千円ぐらいは上がっているようですけども、物価が上がるほうがずっと多いので、こんなときに補足給付が削減されるということになるのは非常にきついと思うんですが、こういう値上げについて、影響として、これから施設が直接利用者に説明をされていくという、そういう段取りなんでしょうか。

○介護保険課長 こちらにつきましては8月以降に対象となる内容になりますが、まず説明といたしましては、施設側のほうも、もちろん御利用者のほうには説明をいただくことになると思いますが、市のほうといたしましても、毎年、7月末を介護保険負担限度額認定証の有効期限としておりますので更新の申請などをしていただきます。こちらの更新の結果を発送する折などにパンフレットのほうを封入させていただくという方法を考えておりまして、またケアマネジャーや施設関係者のほうにも改めて説明いただくような依頼をしていく予定としております。

○掛布委員 影響を受ける人ということで、本会議のときの答弁の私のメモによると、食費の影響が30円上がる人、60円上がる人とあるんですけど、388人で居住費が上がる人が269人ということなんですけれども、いわゆる補足給付の対象外の第4段階の方、何の補足給付もない全額自分で払わないといけない方も、もちろん食費、居住費というのは上がっていくわけなんですよ。

○介護保険課長 そのとおりでございます。

○掛布委員 その方の上がり具合というのは、それぞれの施設ごとに全然ばらばらなので、市からはその方に対しての説明とかは行わないということなんです。

○介護保険課長 今回の認定証などの更新などで手続されていない方に向けてはホームページ等で説明をさせていただくのと、もちろん施設等利用される方にはケアマネジャーがついておりますので、その方から説明をしていただくように依頼していくものでございます。

○掛布委員 実際、本当に払えるのかな、払える状態かな。月に4,800円の

値上げということですが、全然余裕のない世帯で、しかも第3段階の2というのを見ると、世帯全員が住民税非課税で、なおかつ年金収入ですね。その年金収入が所得じゃなくて年金収入額、しかも非課税年金の遺族年金とかも入った年金の額と、その他の所得の合計が220万円以上の方が第3段階の2ということで、もろに一番4,800円の値上げの対象になってしまうんですけど、この方たちで一体どれだけ1世帯当たり負担が増えるというふうに見込まれているのでしょうか。

○介護保険課長　そちらについては、特に今、1世帯当たりどのぐらいの影響かということは試算をしているものではございません。

○掛布委員　じゃあ、結局、補足給付が減るといって自己負担が増えるだけ、市が介護保険から出していく補足給付の額、特定入所者何とかという費用が減るわけなんですけど、その費用は今回の改定でもって8月から3月まで、幾ら市の介護保険の負担が減るといって、それは出ていますよね。

○介護保険課長　食費におきましては、基準額がまず100円上がりますので、30円上がる、60円上がる方に対しても市の負担は70円、40円上がる形になってまいりますので、市の負担が減ることではないと考えてございます。居住費のほうにつきましては、該当される方の中で100円変わってくるということになるんですが、今の段階でそちらについて、毎日利用するとかそういうことになるとなりますと……。

〔「関係ないやろう、システム改修するという話とは」と呼ぶ者あり〕

○介護保険課長　すみません、部屋代についてどのぐらい減るかというところはごめんなさい、ちょっと積算のところは、今、手持ちがないので申し訳ございませんが、食費については市の負担も増える形となっておりますので、居住費を使うということの食費の分は……、すみません、今、居住費についての影響額については手持ちの資料がございませんので、申し訳ございません。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休 憩

午前10時47分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員会審査に関する報告の作成につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

年度調査事項について

○委員長 続きまして、年度調査事項を協議したいと思います。

今年度の当委員会の調査事項及び行政視察について決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの厚生文教委員会の年度調査事項と行政視察の調査先を一覧表にしてタブレット端末に配信してありますので、御参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

何か御意見はございますか、まず、ちょっと見ていただいて。

令和6年度、令和7年度変わりなく。何か追加及び削除があれば。

このままでよければ、このままでいいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようですので、令和８年度も令和７年度同様ということで進めたいと思いますので、お願いいたします。

また、ただいま決定いたしました事項については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思いますので、お願いいたします。

行政視察調査日程について

○委員長 続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 日程案といたしましては、Ａ案、９月29日火曜日から10月２日金曜日までと、Ｂ案、10月19日月曜日から10月20日火曜日までと、Ｃ案、11月4日水曜日から11月5日木曜日までの３案となっております。この中から何泊何日で実施されるのかをお決め願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 この３案から決めたいと思いますが、何か御意見ございますか。

○長尾委員 視察する内容にもよるんですけど、内容と地域的に数が変わるんですけど、できればばらばらと何度も出かけるよりも、まとめて濃縮をしてぎゅっと２泊３日の期間でたくさん聞きに行ければいいかなと思っています、個人的には。そこを考慮いただければ幸いかと思います。

○委員長 皆さん、この日程の中で、今用事があって駄目だよという日程はないですね。いいですね。

〔発言する者あり〕

○掛布委員 すみません、いつも申し上げていますが、２泊３日ですとなかなか視察先と我々の日程の調整がうまくいかないというか、無理やり視察先をそこに探して入れるみたいなのところも往々に生じかねなかったもので、その前も私がいた委員会は１泊２日で本当にここがいいというところに集中的に行けましたので、そのほうがいいのかと。個人的には、月末から月初めにかけては、できたら避けていただきたい。９月の終わりから10月の初め

については……。

○委員長　　B案かC案だと1泊2日で、2泊3日だと意外とどこか外れもあるんで、1泊2日ぐらいでどっかきちっと。

○掛布委員　　そうですね。外れというと気の毒ですけど……。

○委員長　　外れというか。

○掛布委員　　受入先にも、あまり乗り気でない委員が押しかけて御迷惑をかけてもいけないので、本当に今これを見に行きたいんだというところに絞ったほうがいいのかなと思うんですけども。

○委員長　　取りあえず、じゃあ1泊2日ぐらいでどこか探していくようにしていきます。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題としたいと思います。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき、御協議をお願いしたいと思います。何か視察先で候補地があれば。

〔発言する者あり〕

○委員長　　じゃあ、何かまたあったら都度言っていただいて、基本的には正・副委員長に御一任ということでよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　ありがとうございます。

御異議ないようでありますので、正・副委員長で協議、決めさせていただきます。まだ期間ありますので、また言ってください。

当委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は、議会、会議や視察がないところになろうと思いますが、講師の都

合もございますので、本日はまず研修テーマについて何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言をお願いいたします。

何かありますか。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　　また何かございましたら、正・副委員長のほうまでお知らせください。9月の委員会の折に皆様方からの御意見、御提案がございましたら、改めて御相談させていただきます。

市民と議会との意見交換会について

- 委員長　　それでは、市民と議会との意見交換会について議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所などについて常任委員会で検討していくことと決定しております。

これを受けまして本日皆様に御協議をお願いするものでございますが、何か団体、意見等がありましたら言ってください。

今、タブレットのほうに実績のほうを配信しております。

何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　　御意見もないようですが、今月中に正・副委員長へ御報告を願えますでしょうか。候補が多数の場合につきましては、また正・副委員長において調整を図り、決定していきたいと思えます。

また、候補が出なかった場合については正・副委員長一任でお願いしたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　御異議もないようでございますので、そのように決定させていただきます。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前11時15分 閉 会

江 南 市 議 会 委 員 会 条 例 第 2 9 条 第 1 項
の 規 定 に よ り こ こ に 署 名 す る 。

厚 生 文 教 委 員 長 中 野 裕 二